

朝日大学法学学会会則

朝日大学法学学会會員

第一条(名稱) 本会は、朝日大学法学会と称する。

第二条(事務所) 本会の事務所は、朝日大学法学部におく。

第三条(目的) 本会は、法学およびこれに関連する學術の研究・調査および発表を目的とする。

本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行う。

第四条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行う。

研究会誌「朝日法学論集」の発行
研究会および講演会の開催
その他、本会の役員会が適当と認めた事業

第五条(會員) 本会は、左記の會員をもつて組織する。

一 正會員 本学法学部および本学大学院法学研究科の専任教員で、法学またはこれに関連する學術を専攻する者

第六条(會員の特典) 會員は、研究機関誌「朝日法学論集」の配布を受け、その他本会の主催する講演会等に参加することができる。

二 学生会員 本学法学部および本学大学院法学研究科の在学学生
三 賛助會員 本学の趣旨に賛同し、役員会において承認された者の主権する講演会等に参加することができる。

第七条(役員) 本会には、左記の役員をおく。

一 會長 法学部長をもつて、これに充てる。
二 委員 正會員の互選による。

第八条(役員の仕事) 會長は本会を代表し、本会の事務を統括する。

編集委員は、朝日法学論集その他研究業績の公刊に関する編集事務を担当する。

第九條(役員の仕事) 役員は、所定の会費を納めるものとする。会費については、役員会が別にこれを定める。

本会の経費は、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもつて、これに充てる。毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十條(會費) 本会会則の改正には、正會員の過半数の同意を要する。

本会会則の改正には、正會員の過半数の同意を要する。

第十一條(經費) 本会の経費は、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもつて、これに充てる。

本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十二條(事業年度) 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

本会会則の改正には、正會員の過半数の同意を要する。

第十三條(會則の改正) 本会会則の改正には、正會員の過半数の同意を要する。

本会会則の改正には、正會員の過半数の同意を要する。

附則 本会前は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

本会前は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

朝日大学法学学会會員

- ◎印は會長、○印はその他の役員
- 栗津明博 中村良
 - 今井潔 ○平田勇人
 - 植木哲 三田清
 - 大場民男 宮坂果麻理
 - 大塚銷子 榎山錚吾
 - 大野正博
 - 岡寄修
 - 齋藤康輝
 - 佐藤千春
 - ◎杉島正秋
 - 高梨文彦
 - 高森八四郎

THE ASAHI LAW REVIEW

No. 42

March, 2012

Translation

Gerhard Leibholz, Die Stellung der Repräsentanten.

Ihre Unabhängigkeit.....Übersetzt von Koki SAITO (35)

Book Review

Louisi MENAND, *The Metaphysical Club: A Story of Ideas in America*,
translated into Japanese by R. Noguchi, K. Nasu, M. Ishii

.....Osamu OKAZAKI (97)

published by

Asahi University Law Association
Gifu, Japan